

令和5年3月30日

令和5年第4回 南区選挙管理委員会

議 題

1 議 案

- 議案第20号 選挙人名簿から抹消する者について
- 議案第21号 選挙人名簿に登録する者について
- 議案第22号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
- 議案第23号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票所の指定について
- 議案第24号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における開票の場所及び日時について
- 議案第25号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について
- 議案第26号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における開票立会人を定めるくじの方法について
- 議案第27号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票管理者及びその職務代理者の選任について
- 議案第28号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任について
- 議案第29号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について
- 議案第30号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票立会人の選任について

2 その他

今後の委員会開催予定日時について

- ・令和5年 3月31日（金）午後 5時30分～
- ・令和5年 4月 6日（木）午後 6時00分～
- ・令和5年 4月 9日（日）午前10時00分～

議案第20号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和5年3月30日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

- 1 死亡により抹消する者の数
145人
- 2 市外へ転出後4箇月を経過したことにより抹消する者の数
378人
- 3 抹消する者の氏名等
別紙のとおり
- 4 抹消年月日
令和5年3月30日

(根拠)

・議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

議案第21号

選挙人名簿に登録する者について

令和5年3月30日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和5年3月30日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

- 1 登録する者の数
718人
- 2 登録する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 登録年月日
令和5年3月30日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第22条第3項の規定による。

南区
選挙人名簿登録者数調

投票区	令和5年3月1日			抹消									移替						新規登録者数	年月日主			令和5年3月30日			在外選挙人登録者数																
	登録者数			死亡			転出			在外選挙人名簿に登録 移転			抹消者計			登録				抹消			での補正登録			登録者数			新規登録者数		移転登録者数		抹消者数			登録者数						
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計					
1 大楠西	2,460	3,282	5,742	0	1	1	7	8	15	0	0	0	7	9	16	8	12	20	14	20	34	18	13	31	0	0	0	2,465	3,278	5,743												
2 大楠東	2,012	2,265	4,277	0	0	0	4	8	12	0	0	0	4	8	12	10	14	24	11	8	19	5	7	12	0	0	0	2,012	2,270	4,282												
3 西高宮	2,975	3,555	6,530	1	0	1	3	4	7	0	0	0	4	4	8	4	8	12	6	11	17	10	11	21	0	0	0	2,979	3,559	6,538												
4 長丘	3,892	4,680	8,572	4	2	6	3	7	10	0	0	0	7	9	16	15	15	30	4	6	10	14	11	25	0	0	0	3,910	4,691	8,601												
5 長住	3,149	4,009	7,158	3	2	5	4	6	10	0	0	0	7	8	15	4	12	16	4	6	10	8	5	13	0	0	0	3,150	4,012	7,162												
6 西長住	1,466	1,761	3,227	0	1	1	1	0	1	0	0	0	1	1	2	3	2	5	1	2	3	5	2	7	0	0	0	1,472	1,762	3,234												
7 西花畑	2,869	3,261	6,130	1	3	4	3	2	5	0	0	0	4	5	9	6	14	20	5	5	10	7	10	17	0	0	0	2,873	3,275	6,148												
8 皿山	1,916	2,255	4,171	3	0	3	3	0	3	0	0	0	6	0	6	4	5	9	2	3	5	2	3	5	0	0	0	1,914	2,260	4,174												
9 花畑第一	3,001	3,468	6,469	0	0	0	4	1	5	0	0	0	4	1	5	10	11	21	5	7	12	6	8	14	0	0	0	3,008	3,479	6,487												
10 花畑第二	1,745	2,044	3,789	4	2	6	2	3	5	0	0	0	6	5	11	4	5	9	4	5	9	5	2	7	0	0	0	1,744	2,041	3,785												
11 柏原	3,531	4,010	7,541	3	5	8	2	6	8	0	0	0	5	11	16	4	8	12	5	7	12	5	12	17	0	0	0	3,530	4,012	7,542												
12 東花畑	2,345	2,741	5,086	5	4	9	5	4	9	0	0	0	10	8	18	4	4	8	3	5	8	5	7	12	0	0	0	2,341	2,739	5,080												
13 野多目	4,320	5,144	9,464	4	4	8	4	6	10	0	0	0	8	10	18	9	5	14	12	13	25	9	8	17	0	0	0	4,318	5,134	9,452												
14 三宅第一	3,439	3,858	7,297	1	1	2	9	9	18	0	0	0	10	10	20	15	13	28	10	10	20	19	10	29	0	0	0	3,453	3,861	7,314												
15 三宅第二	3,375	4,379	7,754	2	2	4	5	13	18	0	0	0	7	15	22	12	28	40	14	22	36	16	29	45	0	0	0	3,382	4,399	7,781												
16 筑紫丘第一	2,540	3,003	5,543	0	1	1	2	6	8	0	0	0	2	7	9	12	14	26	5	9	14	7	13	20	0	0	0	2,552	3,014	5,566												
17 筑紫丘第二	1,189	1,398	2,587	1	2	3	2	2	4	0	0	0	3	4	7	2	3	5	5	3	8	6	4	10	0	0	0	1,189	1,398	2,587												
18 東若久	2,973	3,329	6,302	1	1	2	4	1	5	0	0	0	5	2	7	7	7	14	10	8	18	2	7	9	0	0	0	2,967	3,333	6,300												
19 若久	3,540	4,425	7,965	0	3	3	6	6	12	0	0	0	6	9	15	9	8	17	8	12	20	15	13	28	0	0	0	3,550	4,425	7,975												
20 玉川第一	3,740	5,067	8,807	2	5	7	9	13	22	0	0	0	11	18	29	16	31	47	15	20	35	24	24	48	0	0	0	3,754	5,084	8,838												
21 玉川第二	1,802	2,374	4,176	1	0	1	4	8	12	0	0	0	5	8	13	8	12	20	3	7	10	9	8	17	0	0	0	1,811	2,379	4,190	0	0	0	0	0	0	48	85	133			
22 玉川第三	3,220	3,550	6,770	1	1	2	10	7	17	0	0	0	11	8	19	5	9	14	9	10	19	16	18	34	0	0	0	3,221	3,559	6,780	※玉川第二を指定在外選挙投票区に指定 (法30条の3②) (福岡県第2区の選挙区に属する区域)											
23 塩原	3,262	3,953	7,215	2	2	4	9	14	23	0	0	0	11	16	27	17	20	37	6	13	19	15	8	23	0	0	0	3,277	3,952	7,229												
24 宮竹第一	3,308	3,492	6,800	5	2	7	9	7	16	0	0	0	14	9	23	13	7	20	12	20	32	19	14	33	0	0	0	3,314	3,484	6,798												
25 宮竹第二	2,034	2,093	4,127	3	1	4	7	1	8	0	0	0	10	2	12	7	8	15	8	6	14	9	6	15	0	0	0	2,032	2,099	4,131												
26 高木	1,974	2,122	4,096	2	2	4	1	2	3	0	0	0	3	4	7	3	2	5	7	4	11	7	6	13	0	0	0	1,974	2,122	4,096												
27 井尻第一	1,040	1,121	2,161	3	0	3	3	5	8	0	0	0	6	5	11	5	12	17	4	5	9	7	8	15	0	0	0	1,042	1,131	2,173												
28 井尻第二	1,158	1,353	2,511	1	3	4	4	10	14	0	0	0	5	13	18	6	2	8	5	7	12	11	8	19	0	0	0	1,165	1,343	2,508												
29 臼佐	2,952	3,196	6,148	2	1	3	3	2	5	0	0	0	5	3	8	11	16	27	8	9	17	10	9	19	0	0	0	2,960	3,209	6,169												
30 大池	1,753	2,089	3,842	4	2	6	4	3	7	0	0	0	8	5	13	2	2	4	1	4	5	5	5	10	0	0	0	1,751	2,087	3,838												
31 寺塚	1,982	2,439	4,421	1	2	3	4	5	9	0	0	0	5	7	12	2	2	4	7	7	14	4	3	7	0	0	0	1,976	2,430	4,406												
32 東高宮	3,857	5,213	9,070	3	2	5	7	4	11	0	0	0	10	6	16	12	17	29		8	19	12	10	22	0	0	0	3,860	5,226	9,086												
33 横手	3,327	3,635	6,962	3	4	7	8	9	17	0	0	0	11	13	24	10	6	16	13	10	23	14	16	30	0	0	0	3,327	3,634	6,961												
34 鶴田	2,792	3,157	5,949	3	4	7	6	4	10	0	0	0	9	8	17	3	5	8	5	6	11	7	7	14	0	0	0	2,788	3,155	5,943												
35 老司	3,288	3,854	7,142	1	0	1	3	2	5	0	0	0	4	2	6	9	8	17	7	7	14	8	6	14	0	0	0	3,294	3,859	7,153	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	12
36 弥永	2,289	2,763	5,052	5	1	6	6	6	12	0	0	0	11	7	18	6	2	8	4	5	9	8	10	18	0	0	0	2,288	2,763	5,051	※老司を指定在外選挙投票区に指定 (法30条の3②) (福岡県第5区の選挙区に属する区域)											
37 弥永西	3,339	3,621	6,960	2	2	4	4	10	14	0	0	0	6	12	18	6	5	11	6	7	13	15	13	28	0	0	0	3,348	3,620	6,968												
計	99,854	117,959	217,813	77	68	145	174	204	378	0	0	0	251	272	523	283	354	637	259	317	576	364	354	718	0	0	0	99,991	118,078	218,069					0	0	0	0	0	0	0	0

議案第22号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における南区の期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和5年3月30日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

別紙のとおり

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第37条第2項及び同法施行令第24条第1項の規定による。
- ・告示 公職選挙法施行令第49条の7による読替後の第25条の規定による。

議案第23号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票所の指定について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における南区の各投票区の投票所を次のように指定し、告示する。

令和5年3月30日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

別紙のとおり

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第39条の規定による。
- ・告示 公職選挙法第41条第1項の規定による。

議案第24号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における開票の場所及び日時について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における南区開票区の開票の場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和5年3月30日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

- 1 場所 福岡市南区塩原二丁目8番1号
福岡市立南体育館
- 2 日時 令和5年4月9日 午後9時15分から

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第63条の規定による。
- ・告示 公職選挙法第64条の規定による。

議案第25号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における開票立会人を定める
くじを行う場所及び日時について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙につき、
南区開票区において開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定め、告示
する。

令和5年3月30日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

- 1 場所 福岡市南区塩原三丁目25番1号
福岡市南区選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和5年4月6日 午後6時から

(根拠)

- ・議決及び告示 公職選挙法第62条第6項の規定による。

議案第26号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における開票立会人を定めるくじの方法について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙につき、南区開票区において開票立会人を定めるくじの方法を次のように定める。

令和5年3月30日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

- 1 開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超える場合
 - (1) くじはくじ棒により行う。
 - (2) 開票立会人となるべき者の届出順位をその者の固有番号とする。
 - (3) くじは開票立会人となるべき者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れ、くじ箱から10本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の者を開票立会人の予定者（以下「予定者」という。）とする。
 - (4) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上ないときは、当該予定者をそのまま開票立会人とする。
 - (5) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる予定者ごとに次の要領でくじを行う。
 - ア 予定者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れる。
 - イ くじ箱から2本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の予定者を開票立会人とする。
- 2 開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超えない場合
開票立会人となるべき者として届出があった者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、前記1(5)に準じてくじを行う。

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定による。

議案第27号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における南区の各投票区の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和5年3月30日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第37条第2項及び同法施行令第24条第1項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第25条の規定による。

議案第28号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における南区開票区の開票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和5年3月30日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第61条第2項及び同法施行令第67条第1項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第68条の規定による。

議案第29号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における南区の期日前投票所の投票立会人を次のように選任する。

令和5年3月30日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

別紙のとおり

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第48条の2第5項による読替後の第38条第1項の規定による。

議案第30号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票立会人の選任について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における南区の各投票区の投票立会人を次のように選任する。

令和5年3月30日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

別紙のとおり

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第38条第1項の規定による。